

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、幼稚園の教諭の免許状を有する者で、都道府県知事が適当と認めたものが児童指導員の資格を有することとされたことなどを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十一年四月一日